



茨城県報

第 1 9 1 9 号

平成19年10月18日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

医療機関及び施術機関の指定 (福祉指導課)	2
平成19年度茨城県准看護師試験の実施 (医療対策課)	2
救急医療協力診療所の指定取消し (医療対策課)	4
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (障害福祉課)	4
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の指定 (障害福祉課)	5
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の辞退 (障害福祉課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課)	5
換地計画の決定 (農地整備課)	14
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課)	14
道路の供用の開始 (道路維持課)	16
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	16
都市計画事業の認可 (公園街路課)	17
宅地建物取引業法の規定による業務の停止 (建築指導課)	17
土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所)	18
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所)	20
土地改良事業の工事の完了 (2件) (土地改良事務所)	20

(公 安 委 員 会)

警備員の検定の実施	20
(選挙管理委員会)	
施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定	24
選挙管理委員会第11回定例会の招集	24

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)	25
特定病院の認定 (障害福祉課)	26
特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 (障害福祉課)	26
家畜伝染病の発生 (畜産課)	26
公共測量の実施 (用地課)	27
宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出 (建築指導課)	27
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課)	27

告 示

茨城県告示第1265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0230447 谷川歯科医院	日立市千石町2 - 7 - 5	歯科	谷川 康介	平成19年 9月10日	指定
178 亀井マッサージ	日立市田尻町5 - 5 - 43	あん摩マッサージ	亀井 壽子	平成19年 9月10日	指定
179 ひらたマッサージ治療院	筑西市丙155 - 3	あん摩マッサージ	平田 一男	平成19年 9月10日	指定
294 なおい治療院	古河市小堤1813 - 8	はり・きゅう	直井 吾郎	平成19年 8月27日	指定
180 なおい治療院	古河市小堤1813 - 8	あん摩マッサージ	直井 吾郎	平成19年 8月27日	指定
0740385 くわのみ薬局	結城市結城11794 - 2	調剤	株式会社 サン テ	平成19年 9月13日	指定

茨城県告示第1266号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成19年度茨城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

平成19年度茨城県准看護師試験実施要綱

1 実施日時

- (1) 期日 平成20年2月24日(日)
- (2) 時間 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

常磐大学 人間科学部棟 5号館 水戸市見和一丁目430番1号

3 試験方法

筆記試験（四肢択一）

4 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第23条に掲げる次の科目とする。

人体の仕組みと働き，食生活と栄養，薬物と看護，疾病の成り立ち，感染と予防，看護と倫理，患者の心理，保健医療福祉の仕組み，看護と法律，基礎看護，成人看護，老年看護，母子看護，精神看護

5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条により、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成20年3月に修業する見込みの

者を含む。)

- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (平成20年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 (平成20年3月に修業する見込みの者を含む。)
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 (平成20年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

6 提出書類

- (1) 受験願書 (様式第1号)
- (2) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽、無背景、上半身を正面から撮影した縦6cm横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、准看護師試験受験願書に貼付すること。

なお、写真照合にあたっては、卒業若しくは在学している学校養成所において、その写真が受験者本人と相違ないことの証明を受けること。

- (3) 受験票 (様式第2号)
- (4) 受験資格を証明する書類

5の受験資格(1)から(4)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の修業証明書 (修業見込証明書を含む。) 又は卒業証明書 (卒業見込証明書を含む。)

ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成20年3月3日 (月) 午後5時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書のいずれかを提出すること。

なお、修業判定証明書又は卒業判定証明書を提出したものにあっては、平成20年3月5日 (水) 午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を必ず提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効となる。

5の受験資格(5)又は(6)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し (原本を提示し、写しを提出すること。)

- (5) コンピュータ入力用紙「准看護師試験受験願書データ」
- (6) 合格証書郵送用封筒 (葉書が入る大きさの封筒に送料分の切手を貼付)

7 受験手数料

6,900円に相当する茨城県収入証紙を受験願書に貼付のこと。(消印はしないこと。)

8 受験願書の受付

- (1) 出願に関する書類を郵送する場合

期 間：平成20年1月7日 (月) から平成20年1月15日 (火) までの消印のあるもの

提出先：〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県保健福祉部医療対策課人材育成グループ

- (2) 出願に関する書類を持参する場合

日 時：平成20年1月15日 (火) 午前10時から午後4時まで

午後0時から午後1時まででは受付を中断します。

場 所：茨城県庁13階 保健福祉部会議室 (水戸市笠原町978番 6)

9 受験票の交付

受験願書を受取後、受験資格等の内容審査のうえ、適当と認められる者については受験票を交付する。

10 合格発表

- (1) 平成20年3月10日(月)午前10時から午後5時まで、茨城県庁11階1102会議室及び県内各保健所にて合格者の受験番号を掲示して発表する。

また、茨城県ホームページに掲載する。

合格発表の電話等による照会は一切応じない。

- (2) 合格発表後、合格者には合格証書を郵送する。

- (3) 試験結果の開示

開示内容

個人の科目別得点、総合得点

開示方法

合格発表後、平成20年4月9日(水)までの執務時間中、医療対策課にて、受験票による確認のうえ、本人のみ閲覧することができる。

11 受験に関する問合せ先

茨城県保健福祉部医療対策課人材育成グループ 茨城県准看護師試験担当

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電 話 029 - 301 - 1111 (代表) 内線3151, 3152

F A X 029 - 301 - 3199

茨城県告示第1267号

次の救急医療協力診療所については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
渡邊医院	結城市山川新宿168

茨城県告示第1268号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更内容			変更年月日
				変更事項	変更前	変更後	
パーソナルケアスタッフ株式会社	パーソナルケアスタッフ株式会社	居宅介護 重度訪問介護	0811500016	事業所の所在地	北茨城市磯原町磯原4-47 川崎第二ビル 2F	北茨城市磯原町磯原2丁目 175アジマビル 2F	平成19年 6月6日

茨城県告示第1269号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	指定年月日
つばさ薬局東滑川店（開設者：株式会社アイセイ薬局 東京都中央区日本橋蛸殻町2-14-5）	日立市東滑川町1-38-16	薬局（調剤）	仲野美由紀	平成19年8月1日
ふれあい薬局	取手市戸頭1-8-19	薬局（調剤）	川崎俊樹	平成19年10月1日
ファーマライズ薬局友部店	笠間市五平字中新地前67-11	薬局（調剤）	沼田奈緒子	平成19年10月1日

茨城県告示第1270号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき指定を受けた、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）から、同法第65条の規定により次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	辞退年月日
つばさ薬局東滑川店（開設者：株式会社メディカルキャスト 常陸太田市稲木町893-1）	日立市東滑川町1-38-16	薬局（調剤）	仲野美由紀	平成19年7月31日

茨城県告示第1271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー魚松

つくば市上横場2221番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成19年5月17日

イ 変更した事項

- (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 1,488m²
 (変更後) 2,488m²
- (イ) 駐輪場の位置及び収容台数
 (変更前) 45台
 (変更後) 60台
- (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前) 25m²
 (変更後) 33m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (変更前) 32m³
 (変更後) 48m³
- (オ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 2箇所
 (変更後) 4箇所
- (カ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前6時～午後7時
 (変更後) 24時間

(3) 届出年月日

平成19年4月26日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
つくば市	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音及び振動の発生する施設については、周辺住民の生活環境への影響を考慮し十分な配慮をすること。 ・荷さばき施設での荷物の積卸し時の、自動車のアイドリング・ストップを徹底すること。 ・道路を整備する場合、境界杭等を入れて境界を確定すること。(境界の確定) ・公道への出入口については、必要な交通安全施設(停止線、カーブミラー、看板等)を設置し、通行に十分配慮すること。特に駐車場E-1・E-4出入口に関しては、サイエンス大通りに対して右折横断入出庫した場合、追突等の危険性があるため、中央分離帯へポールを設置を検討すること。(通行上の安全確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺には住宅が隣接するため、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及びつくば市環境基本条例に鑑み、十分な配慮が必要となる。 ・周辺道路は生活道路として、通勤、通学に利用されることから、住民への十分な配慮が必要となる。

<ul style="list-style-type: none"> ・道路への切り下げ等の工事が必要な場合は、必要書類を提出して許可を得ること。 (道路法の許可申請) ・二つの店舗の敷地を区別するためのフェンスの撤去・移動等がある場合、各々の一団の土地としての判断ができなくなるため都市計画法及び建築基準法上の整理が必要となるので、担当部署（都市整備課及び建築指導課）と協議すること。 ・周辺住民からの苦情や相談を受けた場合には、その原因を調査するとともに、誠意を持って苦情解決のための必要な措置を講ずること。周辺住民の生活環境への影響は最小となるよう最善の対策を施すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二つの店舗については、それぞれに都市計画法及び建築基準法上、別敷地として審査され、許可されたもので、全体を一つの敷地とする場合は、再度同二法上の整理が必要となる。なお、この問題点については衣料品販売店舗確認申請時に報告している。
---	---

茨城県告示第1272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DAYZ TOWN TSUKUBA

つくば市竹園一丁目9番2号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成19年5月21日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
有限会社スーパーまるとみ	群馬県太田市今泉町901 - 1	村 岡 富 明

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社新星青果流通センター	東京都新宿区北新宿 4 - 12 - 7	二 宮 勲

(3) 届出年月日

平成19年 5 月 2 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 マルト S C 磯原

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト S C 磯原

北茨城市磯原町磯原 2 丁目43番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成19年 3 月 1 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社マルト	福島県いわき市錦町重殿25番地	安 島 浩
株式会社くすりのマルト	福島県いわき市錦町重殿25番地	安 島 力
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年10月14日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,364m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- | | |
|------------------|-------------------|
| (ア) 駐車場の収容台数 | 200台 |
| (イ) 駐輪場の収容台数 | 70台 |
| (ウ) 荷さばき施設の面積 | 150m ² |
| (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 | 38m ³ |

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時45分 ~ 翌午前 0 時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 8 時30分

キ 届出年月日

平成19年 2 月13日

2 意見の概要

意見なし

第 2 (仮称) 笠間ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 笠間ショッピングセンター

笠間市石井字南町2095 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年 3 月22日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1 号	小 濱 裕 正
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4 - 47 - 7	鈴 木 孝 之

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年10月 2 7 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,828m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 260台

(イ) 駐輪場の収容台数 99台

(ウ) 荷さばき施設の面積 143m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 53m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時(一部午前10時)

(閉店時刻) 翌午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分(一部午前9時30分)～翌午前0時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前2時～午後9時

キ 届出年月日

平成19年2月26日

2 意見の概要

意見なし

第3 サンキューストアー堀口店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキューストアー堀口店

ひたちなか市勝田中原町3-8 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出(第5条第1項)

平成19年4月5日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社サンキューストアー	北茨城市磯原町磯原1-127	伊藤尚武

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年11月16日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,720m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 141台

(イ) 駐輪場の収容台数 20台

(ウ) 荷さばき施設の面積 75m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 42m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時30分

(閉店時刻) 午後8時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時～午後9時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時～午後7時

キ 届出年月日

平成19年3月15日

2 意見の概要

意見なし

第4 (仮称) ウエルシア土浦荒川沖店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ウエルシア土浦荒川沖店

稲敷郡阿見町荒川本郷おて橋1364 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成19年4月5日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4 - 47 - 7	鈴木孝之

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年11月20日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,213m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 46台

(イ) 駐輪場の収容台数 20台

(ウ) 荷さばき施設の面積 20m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 14m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 翌午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午前1時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時～午前10時

キ 届出年月日

平成19年 3 月20日

2 意見の概要

意見なし

第 5 (仮称) アクロスプラザ笠間

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロスプラザ笠間

笠間市寺崎123番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年 4 月12日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8	舟 橋 政 男
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地 1	大 村 禎 史
株式会社ユニクロ	東京都千代田区九段下一丁目13番12号	柳 井 正
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年11月23日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,674m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 301台

(イ) 駐輪場の収容台数 137台

(ウ) 荷さばき施設の面積 205m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 43m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

キ 届出年月日

平成19年3月22日

2 意見の概要

意見なし

第6 (仮称) ケーズデンキ牛久ひたち野中央店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ牛久ひたち野中央店

牛久市ひたち野西98 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成19年4月5日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	加藤修一

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年12月1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,331m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 576台

(イ) 駐輪場の収容台数 240台

(ウ) 荷さばき施設の面積 300m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 45m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後9時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後11時

キ 届出年月日

平成19年 3月26日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第1274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業大野中部2期地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年10月19日から

平成19年11月15日まで

3 縦覧の場所

鹿嶋市役所

茨城県告示第1275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年10月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 荒井行方線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿嶋市大字津賀2093番2地先から 鹿嶋市大字津賀135番地先まで	旧 (A)	最大 10.0 メートル	520 メートル	
鹿嶋市大字津賀2127番1地先から 鹿嶋市大字津賀2093番2地先まで		最小 4.5		
鹿嶋市大字津賀2127番1地先から 鹿嶋市大字津賀2093番2地先まで	新 (B)	最大 30.0	153	
鹿嶋市大字津賀2127番1地先から 鹿嶋市大字津賀2093番2地先まで		最小 8.5		

茨城県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年10月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
龍ヶ崎市大徳町字壱区517番地先から 龍ヶ崎市大徳町字上羽根木1159番1 地先まで	旧	メートル	メートル	120
		最大 22.0		
	最小 10.8		120	現道拡幅
	新	最大 31.8		
最小 17.0				

茨城県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年10月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新川江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市浮島字寄縄原5317番1地先から 稲敷市下馬渡字原502番地先まで	旧	メートル	メートル	4,448
		最大 25.0		
		最小 4.5		
		最大 49.8		
	最小 12.0		3,455	旧道移管
	新 (B)	最大 49.8		
最小 12.0				

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市岡飯出字松川800番1地先から 稲敷市岡飯出字松川488番1地先まで	旧	メートル	メートル	302
		最大 7.6		
		最小 5.5		
		最大 30.0		
	最小 12.9		313	旧道移管
	新 (B)	最大 30.0		
最小 12.9				

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市堀之内字堀之内569番地先から 稲敷市信太古渡字横須賀92番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 10.7	メートル 1,757	
稲敷市堀之内字堀之内569番地先から 稲敷市柏木字勇所536番 1 地先まで		最小 5.5	1,541	
稲敷市堀之内字堀之内569番地先から 稲敷市柏木字勇所536番 1 地先まで	新 (B)	最大 58.9		
		最小 13.4	旧道移管	

茨城県告示第1278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年10月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字七五三場字南坂208番 1 地先から 結城市大字七五三場字五反田73番 3 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 11.9	メートル 153	迂回路設置
		最小 9.0	153	
	新 (A)	最大 11.9		
		最小 9.0	9.0	
	新 (B)	最大 24.0		
		最小 9.0		

茨城県告示第1279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年10月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路名 県道 結城野田線
- 2 供用開始の区間 結城市大字七五三場字南坂208番 1 地先から
結城市七五三場字五反田73番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年10月18日

茨城県告示第1280号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、ひたちなか市津田北部土地区画整理組合

の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 ひたちなか市津田北部土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市津田東三丁目15番地2

事 業 施 行 期 間 自 平成5年3月18日
至 平成20年3月31日

施 行 地 区 ひたちなか市大字津田字七軒の全部の区域及び字川戸，字七軒前，字東七軒，字向砂沢，
字関場，字小樹木，字片岡前，字諸木苗，字草市の一部の区域

設 立 許 可 の 年 月 日 平成5年3月18日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成5年3月18日
至 平成22年3月31日

3 変更認可の年月日 平成19年10月18日

茨城県告示第1281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので，同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

茨城町

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・4・187号 下郷大山原線

3 事業施行期間

平成19年10月18日から

平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県東茨城郡茨城町桜の郷，大字大戸字街道東及び字宿ノ内地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第1282号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による処分をしたので，法第70条第1項の規定により，次のとおり公告する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分年月日 平成19年10月10日
- 2 処分の内容 14日間 (平成19年10月24日から同年11月6日まで) の業務の全部停止
- 3 被処分者
- 商号 有限会社フタバ・コーポレーション
- 主たる事務所の所在地 茨城県水戸市白梅三丁目2番25号
- 代表者 代表取締役 梶山 典志
- 免許番号 茨城県知事(5)第4866号
- 免許年月日 平成19年8月29日
- 4 処分の理由 法第65条第2項第2号該当

茨城県告示第1283号

神栖市溝口4991番地5に事務所を置く常陸川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年10月18日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 津 武

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 田 胤 平	神栖市萩原2363番地2
"	有 馬 進	" 芝崎258番地1
"	宮 本 弘 美	" 萩原764番地
"	宮 本 武 男	" " 971番地5
"	大 槻 達 也	" " 965番地
"	人 見 嘉 朗	" 芝崎253番地
監 事	野 口 博	" 萩原701番地1
"	人 見 作 衛	" 芝崎356番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	古 谷 爲 雄	神栖市芝崎344番地13
"	井 郷 孝 昭	" 知手14番地50
"	高 崎 秀 治	" 芝崎333番地
"	人 見 健 司	" 萩原974番地1
"	花ヶ崎 直 樹	" " 1185番地
"	野 口 秀 信	" " 1144番地1
監 事	高 安 裕 治	" " 789番地
"	荒 沼 洋 治	" 芝崎255番地1

茨城県告示第1284号

神栖市溝口4991番地5に事務所を置く常陸川干拓土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭

和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年10月18日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 津 武

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 俊 男	神栖市萩原987番地 1
"	保 立 達 夫	" 日川2726番地 1
"	青 柳 榮	千葉県香取郡東庄町笹川11920番地
"	花ヶ崎 孝 秋	神栖市萩原1179番地 1
"	野 口 充	" " 602番地 3
"	花ヶ崎 直 樹	" " 1185番地
"	吉 田 明 雄	" 日川1810番地
"	保 立 庄太郎	" " 1110番地 1
"	宮 沢 勇 治	" " 1102番地
"	日 高 秀 雄	" " 4386番地 1
"	越 川 三 郎	千葉県香取郡東庄町笹川14714番地
"	高 橋 利 雄	" " " " 635番地
監 事	小 峰 正	神栖市日川2695番地
"	細 田 正 巳	" 萩原656番地 2
"	菅 谷 策太郎	千葉県香取市小見川1066番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	椎 名 研	神栖市日川3760番地 2
"	藤 原 豊	" " 1801番地 1
"	竹 田 武 雄	" " 4276番地 1
"	吉 田 竜 也	" 知手中央五丁目 1 番 1 号
"	高 島 正 俊	" 日川1889番地
"	花ヶ崎 芳 春	" 萩原983番地
"	花ヶ崎 正 大	" " 720番地
"	花ヶ崎 齊	" " 774番地
"	宮 本 真 名	" " 970番地 1
"	林 路 夫	千葉県香取郡東庄町笹川1626番地
"	山 本 浩 幸	" " " " 1807番地
"	篠 塚 豊 造	" 香取市小見川417番地
監 事	山 本 一 男	神栖市日川1259番地
"	宮 本 弘 美	" 萩原764番地
"	伊 藤 範 顯	千葉県香取郡東庄町笹川14839番地 1

~~~~~

## 茨城県告示第1285号

稲荷川土地改良区から平成19年9月20日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（かんがい排水）稲荷川地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成19年9月27日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成19年10月18日

茨城県稲敷土地改良事務所長 清 田 俊 昭

## 1 縦覧に供する書類

稲荷川土地改良区定款の写し

稲荷川地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年10月19日から

平成19年11月15日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

## 茨城県告示第1286号

下妻市が行う農村総合整備統合補助事業（農業用排水整備）千代川地区については、平成19年3月29日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成19年10月18日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 崎 博

## 茨城県告示第1287号

下妻市が行う農村総合整備統合補助事業（農道整備）千代川地区については、平成19年3月29日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成19年10月18日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 崎 博

(公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成19年10月18日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

## 1 検定の種別，定員，実施日時等

| 種別及び級               | 定員  | 実施日時                                 | 実施場所                               |
|---------------------|-----|--------------------------------------|------------------------------------|
| 交通誘導警備業務 2 級        | 30人 | 平成20年 1 月24日（木）<br>午前 9 時から午後 5 時まで  | 茨城県水戸市水府町864番地の 4<br>茨城県職業人材育成センター |
| 施設警備業務 2 級          | 30人 | 平成20年 2 月 7 日（木）<br>午前 9 時から午後 5 時まで |                                    |
| 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級 | 30人 | 平成20年 2 月20日（水）<br>午前 9 時から午後 5 時まで  |                                    |
| 貴重品運搬警備業務 2 級       | 30人 | 平成20年 2 月21日（木）<br>午前 9 時から午後 5 時まで  |                                    |
| 雑踏警備業務 2 級          | 30人 | 平成20年 2 月29日（金）<br>午前 9 時から午後 5 時まで  |                                    |

2 受検資格

茨城県内に住所地を有する者又は茨城県内の営業所に属している警備員

3 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その者に対する試験を中止するものとする。

4 検定の内容

(1) 学科試験

ア 交通誘導警備業務 2 級

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破損等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

ウ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

エ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

オ 雑踏警備業務 2 級

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 交通誘導警備業務 2 級

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 施設警備業務 2 級

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

ウ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

エ 貴重品運搬警備業務 2 級

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

オ 雑踏警備業務 2 級

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 受検申請手続

(1) 事前申込

ア 申込方法

受検を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（受付専用電話029-301-0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、いずれの検定についても定員になり次第締め切るものとし、代理人による申込み、受付専用電話以外での受付は行わない。

イ 申込期間

(ア) 交通誘導警備業務 2 級

平成19年11月12日（月）から11月13日（火）までの間の午前9時から午後5時まで

(イ) 施設警備業務 2 級

平成19年11月14日（水）から11月15日（木）までの間の午前9時から午後5時まで

(ウ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級



平成19年11月19日 (月) から11月20日 (火) までの間の午前9時から午後5時まで

(ニ) 貴重品運搬警備業務 2 級

平成19年11月27日 (火) から11月28日 (水) までの間の午前9時から午後5時まで

(オ) 雑踏警備業務 2 級

平成19年11月29日 (木) から11月30日 (金) までの間の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書の提出

ア 申請書提出期間

平成19年12月10日 (月) から12月14日 (金) までの間の午前9時から午後5時まで。

なお、代理人、郵送等による提出は認めないものとする。また、検定申請書の提出後、住所地に受検票が送付されるので、検定当日必ず持参すること。

イ 申請書提出場所

(ア) 茨城県内に住所を有する者

その者の住所を管轄する警察署又はその者が警備員であって、茨城県内に所在する営業所に属している場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課 (係)

(イ) 茨城県外に住所を有する者

その者が属する茨城県内の営業所を管轄する警察署生活安全課 (係)

ウ 提出書類

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 添付書類

a 茨城県内に住所を有する者

その者の住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が茨城県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

b 茨城県外に住所を有する者

その者が警備員として茨城県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

c 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 枚

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| ア 交通誘導警備業務 2 級に係る検定        | 14,000円 |
| イ 施設警備業務 2 級に係る検定          | 16,000円 |
| ウ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級に係る検定 | 16,000円 |
| エ 貴重品運搬警備業務 2 級に係る検定       | 16,000円 |
| オ 雑踏警備業務 2 級に係る検定          | 13,000円 |

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書提出の際各検定の手数料に相当する額を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付した検定手数料は返還しない。

7 受検に必要なもの

受検票、筆記用具、警笛 (交通誘導にて使用)、雨衣 (雨天時に使用) を持参すること。

なお、受検者の服装は、動きやすい服装 (警備服等) とすること。

8 その他

受付専用電話による質疑等は受け付けないので、不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備係 (029 - 301 - 0110内線3033・3034) へ問い合わせること。

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第97号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定を次のとおり行った。

平成19年10月18日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム	社会福祉法人徳泉会 特別養護老人ホーム東野の家	水戸市東野町215 - 1
老人ホーム (短期)	社会福祉法人徳泉会 ショートステイ東野の家	水戸市東野町215 - 1
養護老人ホーム	鹿行広域事務組合立 養護老人ホーム鹿行潮来荘	潮来市大生1376
有料老人ホーム	社会福祉法人新世会 介護付有料老人ホームいくり苑	ひたちなか市磯崎町4562 - 1
老人ホーム (短期)	社会福祉法人新世会 指定短期入所生活介護事業いくり苑	ひたちなか市磯崎町4562 - 1
特別養護老人ホーム	社会福祉法人新世会 特別養護老人ホームいくり苑那珂	那珂市菅谷堀ノ内3799番 6
老人ホーム (短期)	社会福祉法人新世会 指定短期入所生活介護事業いくり苑那珂	那珂市菅谷堀ノ内3799番 6

2 指定年月日 平成19年10月9日

~~~~~  
茨城県選挙管理委員会告示第98号

平成19年第11回定例会を次のとおり招集する。

平成19年10月18日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成19年11月5日 (月) 午前10時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について
- (2) 平成20年第1回定例会の日程等について

- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

---

## 公 告

---

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年12月3日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年10月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ピアノ調律を考える会

3 代表者の氏名

石 澤 秀 樹

4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市久慈町2丁目25番5 - 202号

5 定款に記載された目的

この法人は、学校、ホール、各種公共機関、ピアノ利用者、愛好家に対して、楽器の管理保全に関する事業および、演奏活動、音楽教育等の支援に関する活動を行い、地域交流、音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

---

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年12月5日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年10月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 阿見ファントゥスポーツクラブ

3 代表者の氏名

木 村 達 男

4 主たる事務所の所在地

茨城県稲敷郡阿見町中央4丁目1番20号 (株きむら内)

5 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対して、地域に根ざし、サッカーを始めとしたスポーツの振興を図り、スポーツの楽しさを伝え、よりスポーツを好きになってもらうサービスを提供し、地域の交流を活性化させ、スポーツを通して、心身ともに健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定病院の認定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる病院として、次のとおり認定した。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

精神科病院名 医療法人霞水会 土浦厚生病院

認定年月日 平成19年10月10日

所在地 茨城県土浦市東若松町3969番地

~~~~~  
特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる病院として、次のとおり指定した。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

精神科病院名 医療法人霞水会 土浦厚生病院

指定年月日 平成19年10月10日

所在地 茨城県土浦市東若松町3969番地

~~~~~  
家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発 生 年月日	転 帰	備 考
ヨ－ネ病	牛	患畜	1頭	坂東市	平成19年 5月31日	家畜伝染病予防法 第17条の規定により 殺処分	
			3頭	境町	平成19年 6月20日		
			3頭	茨城町	平成19年 10月1日		

~~~~~

## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 結城市
- 2 作業の種類 公共測量（(仮称)結城第一工業団地拡大地区土地区画整理事業）
- 3 作業期間 平成19年10月10日から平成20年3月31日まで
- 4 作業地域 結城市大字矢畑地内

## 宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消します。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商号 有限会社グリーンエステート
- 2 代表者名 取締役 山口 敏夫
- 3 事務所所在地 土浦市神立中央三丁目12番1号
- 4 免許証番号 茨城県知事（2）第5934号
- 5 免許年月日 平成17年8月4日

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
笠間市旭町字旭平270番1，同番5ないし同番25
- 2 事業主の住所及び氏名  
笠間市東平二丁目14番30号  
株式会社 いばらき不動産  
代表取締役 鈴木 くに子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿嶋市大字粟生字大谷津3042番48
- 2 事業主の住所及び氏名  
千葉県富里市七栄646番地66（ハーベストA202）  
久藤 明

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市城山四丁目1589番4, 1590番3

## 2 事業主の住所及び氏名

潮来市徳島1837番地

小 峯 春 江

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市薬師台三丁目16番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市春日二丁目28番地1

積水ハウス 株式会社 つくば支店

支店長 須 藤 互

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市中山字中山4925番2

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷市上根本588番地 コーポおおとり201号

山 本 江 良

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市大字上大野字八幡前754番3

## 2 事業主の住所及び氏名

古河市大字上大野766番地1

黒 川 忠 訓

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市柳橋字西原582番9

## 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木津内533番地1

有限会社 パークノール商会

代表取締役 ラーラックサドラ

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)